

## 第2章 計画の基本的な方針

### 第1節 将来像

県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーの  
パートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

### 第2節 基本方針

#### 第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。

県民生活、事業活動及び地域社会の中で、3R（リデュース、リユース、リサイクル）が徹底され、資源を有効に使用し無駄にしないという意識がしっかりと根付いた社会の形成を目指す。

#### 第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。

有害な廃棄物や処理困難な廃棄物を含むすべての廃棄物が適正に処理され、廃棄物による環境への負荷が低減される社会を目指す。

#### 第3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。

災害廃棄物の迅速かつ適正処理に向けて、平時から周到な準備を行うとともに、災害発生時には関係者が連携し、速やかな復旧・復興に資する体制を整備する。

また、廃棄物処理施設に廃棄物発電などのエネルギー回収機能を備え、地域活用を促進することで、廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。

#### 第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。

少子高齢化や人口減少社会においても、市町村や環境産業関連事業者等による持続可能な廃棄物の適正処理や処理体制の確保に向けた取組を推進する。